

組織運営規程

平成 24 年 4 月 1 日 制 定

平成 25 年 4 月 1 日 一部改定

第 1 章 総 則

第 1 条 この規程は、一般社団法人札幌放射線技師会（以下、「当法人」という。）定款に基づいて、当法人の運営及び活動に際して必要な組織並びに機構を定め、会員の協力と緊密な連携による円滑な事務の遂行を図る事を目的とする。

2 本規程と定款の間に疑義が生じた場合は定款による規定が優先する。

第 2 条 当法人は一般社団法人北海道放射線技師会の組織運営規程第 2 条に従い、札幌支部とする。

第 3 条 当法人は、組織運用のために次のブロックを置く。

- (1) 中央南
- (2) 中央北
- (3) 北
- (4) 東
- (5) 白石
- (6) 厚別・清田
- (7) 豊平・南
- (8) 西・手稲

2 会員は、前項のいずれかのブロックに所属するものとする。

3 ブロックの代表はブロック長とする。

第 2 章 会 長

第 7 条 会長の言動は、当法人の定款の精神に一致していなければならない。

2 会長は、当法人の目的達成に務めるとともに当法人の名声を高め、会及び診療放射線技師の職業発展に努力する。

第 8 条 会長の職務は、定款及び諸規程に別に定めるもののほか、一般社団法人北海道放射線技師会の札幌支部長を務める。

第 3 章 副 会 長

第 9 条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

2 定款第 25 条に定める会長の職務代行順位は、互選による。

第 10 条 副会長の職務は、定款に定めるもののほか、当法人の任務を総括する。

第 11 条 副会長は、あらかじめ分掌を定め、円滑に運営されるように調整する。

第4章 理 事

第12条 定款第25条に定める業務の範囲並びに担当は次のとおりとする。

- (1) 庶務部担当理事は、文書の作成、文書の收受発送、役員会の事務、会員の年間推移、公印の管理、図書や文書保管に関する任務を行う。
- (2) 会計部担当理事は、会費の事務、出向管理費事務、事務費事務、財産事務、物品購入、備品の出納保管、同好会の助成金に関する事務を行う。
- (3) 福利厚生部担当理事は会員の福利厚生事業、親睦事業、会員の慶弔見舞い、調査事務に関する任務を行う。
- (4) 学術部担当理事は、学術研修、対外的技術協力、急病センターに関する任務を行う。
- (5) 情報企画部担当理事は、組織の向上、放射線業務の普及・啓蒙、会員の待遇改善資料作成、しおり作成、情宣活動、広報に関する任務を行う。

2 総会並びに理事会の決定した事項の執行に関することを行う。

3 理事は前2項の職務のほか、会長あるいは理事会の任による職務を行う。

4 理事は会議等において知り得た秘密を法律その他正当な理由なくして他に漏らしてはならない。理事を退任した場合も同様とする。

第13条 理事会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 出席理事の職・氏名
- (3) 議案
- (4) 議事経過の概要及び結果

第14条 定款第25条に定める職務の代行順位は本規程第15条第2項の順位とする。

第5章 機 構

第15条 会長、副会長及び理事は執行部を組織する。

2 執行部運営のために次の部を置く。

- (1) 庶務部
- (2) 会計部
- (3) 福利厚生部
- (4) 学術部
- (5) 情報企画部

第16条 広報印刷物の編集は、編集委員会が行う。編集委員は、副会長・情報企画部全員と庶務部・会計部・福利厚生部・学術部各部の理事とする。

第6章 委 員 会

第17条 会長が委員会を設置するときは、次の要件をもって設置する。ただし、当法人諸規程に別に定める委員会については、この限りではない。

- (1) 諮問内容、委託内容等、委員会設置目的の具体的な明示。
- (2) 委員長及び委員の委嘱

(3) 設置期間の設定

第18条 委員会は、会長の諮問あるいは委託に対し審議、調査、研究、企画、立案、制作、実施等その委員会の目的に応じた活動をする。

2 委員会は、その活動による成果・結果を委員会設置期間内に答申書、報告書等文書とともに会長に報告する義務を負う。

第19条 委員会の活動により得られた成果の著作権、特許権及び成果により生ずる利益等すべての権利は、当法人に帰属するものであり、委員個人の権利は否定する。

第7章 会 議

第20条 必要な際には、以下の会議を開催する。

(1) 学術連絡会議

(2) ブロック長会議

第21条 学術連絡会議（以下「会議」という）は、会長が定款第4条に基づき、学術関連事業を円滑に遂行するために開催する。その会議は会長、副会長、学術部、情報企画部各理事全員で構成する。

2 会議を開催するに当たり会長が必要と認めたならば、議事に関係を有する者の出席を求めてその意見を徴することができる。

第22条 ブロック長会議（以下「会議」という）は、会長が定款第4条に基づき、ブロック活動を円滑に遂行するために開催する。その会議は会長、副会長、企画情報部理事全員、各ブロック担当理事、各ブロック長で構成する。

附 則

1. この規程を改廃するときは、理事会の決議によらなければならない。
2. この規程は、一般社団法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
3. この規程は平成25年4月1日から施行する。